

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第377号)

平成17年5月13日

横情審答申第377号

平成17年5月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年6月28日環産第414号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「感染性医療廃棄物を不法投棄していた事業者 医院 に対し横浜市環境保全局職員が行政指導した(1) 感染性医療廃棄物処理を委託している業者の契約年月日記載のメモ、文書、(2) 当院の感染性廃棄物の収納、梱包、保管位置記載のメモ、文書、(3) 当院のマニフェストシステムの交付、保存、管理票のメモ、文書、(4) 当院の804号従業員更衣、休憩、医療器倉庫から排出した感染性医療廃棄物の分別、保管、収集、運搬・処分等に関し職員が行政指導したメモ、報告文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「感染性医療廃棄物を不法投棄していた事業者 医院 に対し横浜市環境保全局職員が行政指導した(1) 感染性医療廃棄物処理を委託している業者の契約年月日記載のメモ、文書、(2) 当院の感染性廃棄物の収納、梱包、保管位置記載のメモ、文書、(3) 当院のマニフェストシステムの交付、保存、管理票のメモ、文書、(4) 当院の 804 号従業員更衣、休憩、医療器倉庫から排出した感染性医療廃棄物の分別、保管、収集、運搬・処分等に関し職員が行政指導したメモ、報告文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「感染性医療廃棄物を不法投棄していた事業者 医院 に対し横浜市環境保全局職員が行政指導した(1) 感染性医療廃棄物処理を委託している業者の契約年月日記載のメモ、文書、(2) 当院の感染性廃棄物の収納、梱包、保管位置記載のメモ、文書、(3) 当院のマニフェストシステムの交付、保存、管理票のメモ、文書、(4) 当院の804号従業員更衣、休憩、医療器倉庫から排出した感染性医療廃棄物の分別、保管、収集、運搬・処分等に関し職員が行政指導したメモ、報告文書」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成16年4月8日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 当該立入検査の際に担当者はメモをとり立入検査の結果をとりまとめたものを、「苦情処理：受付番号H15 - 102」(以下「本件苦情処理簿」という。)として保管している。また、本件苦情処理簿は、平成16年4月8日付環産第1号で一部開示決定をした行政文書と同一のものである。

しかしながら、本件の非開示とした開示請求の項目については、平成16年4月8

日付環産第1号で一部開示決定をした行政文書にも不記載であるため、開示請求項目に係る行政文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していないことから、条例第10条第2項に該当し非開示とした。

- (2) また、当該立入検査における担当者のメモは、担当者の個人的な備忘録であり、条例第2条第2項における「行政文書」の定義である「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当しない。よって、条例第10条第2項に該当し、非開示とした。

なお、当該担当者のメモは、本件苦情処理簿の作成に伴い、既に廃棄済みである。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 本件は、当マンション1階店舗を賃借し、医院を営む事業者が、1日約250余名の患者の医療行為から生じた血液付着の注射針、注射筒、針付点滴パック、ガーゼ、脱脂綿、包帯、石膏、ゴム手袋等感染性医療廃棄物を家庭用のビニール袋、一般産業用廃棄物袋に混合し、擬装して当マンション住宅専用ゴミ集積所に、平成9年6月の開業当時から平成13年4月までの長期にわたり、毎回隠ぺい不法投棄し、更に鎌倉街道に面した舗道上に一般産廃物の如く擬装し、医療廃棄物を放置しているのを現認し、かかる違法行為に当マンション住民及び清掃員、周辺住民、一般通行人から医療廃棄物から生じる感染性事故発生により人の生命、身体、健康に危険性のおそれありと危惧し、本件事犯を横浜市環境事業局に通報し、現場写真をもって行政指導方依頼した。

しかし、その結果は、本件担当者が事実と違う虚偽報告と矛盾があった。本件担当者の説明報告が信憑性に欠け、住民側が本件で最も危惧している肝心な要点を曖昧にし、闇に業者側を庇いだてし、回答を拒否するなど極めて公正を欠き不審である。

本件行政指導後の効果は全く見受けられず、依然として違法投棄が敢行され、住民不安は解消されていない。

よって、実施機関の保有する、本件に係る行政文書の情報開示請求をした。

- (3) 本件請求の結果は、条例第10条第2項の規定を適用する理由で、実施機関は開示を拒否した。
- (4) しかし、本件請求に係るメモ、文書は、作成し、又は取得しておらず、保有し

ていないため開示を拒否したが、事実を反し虚偽理由である。本件に関しては、本件担当課長、環境保全局長及び横浜市長から、本件事業者に対し行政指導した結果について文書回答があった事実がある。更に、本件担当者が、申告者、苦情対象者、事業者から聴取した経過内容の詳細がメモ、文書等に記録されているのを確認している。本件に係る開示資料を組織的に隠し立て又は隠蔽し、故意に開示を拒否することは、条例の趣旨に反し、市行政機関の公正を疑い、市民の信頼を失うものであり、よって異議申立てするものである。

- (5) 申立てのポイントは、次の4点である。本件行政指導した結果内容が事実と相違している。住民側が求めた、請求書に記載の4項目は、本件事犯に係る必要最小限度の情報である。本件請求に係る行政文書が作成・取得・保有していない理由は不自然であり信頼できない。情報の隠ぺい行為である。本件職務上に関するメモ・備忘録等は行政文書に当たり開示されるとの指示であった。

本件処分は、結果的には住民に情報は知らしむべからずの秘密主義であり、条例の目的と趣旨に反し、住民側としては承服できない意見である。

- (6) 我々はどうしても不法投棄した年月日と特殊産業廃棄物の契約業者名を知る必要があった。契約業者名を教えてもらえないのならば、せめて、契約年月日だけでも教えて欲しいと実施機関の担当者に詰め寄ったところ、担当者はその場で契約業者に電話を掛け、契約の年月日を確認し、我々はその情報の提供を受けた。その結果は、平成14年12月1日であり、平成13年の事件発覚後も不法投棄が続いていたことが判明した。

- (7) 実施機関は、文書、メモは作成していないと主張しているが、開示請求時に、実施機関の担当者が窓口において申立人に説明した内容は、担当者はメモを付けているという内容であり、申立人はそのメモを請求したのである。

5 審査会の判断

- (1) 立入検査について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

法第19条第1項では、都道府県知事又は市町村長は、その職員に、事業者の土地、

建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は廃棄物を無償で収去させることができると規定している。

(2) 本件申立文書について

申立人は、環境保全局産業廃棄物対策課（当時。現在は、資源循環局産業廃棄物対策課。以下「産業廃棄物対策課」という。）が事業者に対し実施した平成15年12月4日及び9日の立入検査の際に、実施機関職員が事業者に対し行った行政指導の内容、感染性医療廃棄物処理を委託している業者名、感染性医療廃棄物の運搬容器の構造並びに患者治療室から排出した感染性医療廃棄物の分別、保管、収集、運搬・処分等に関し職員が行政指導した内容及び報告の内容を記録したメモ及び報告文書があるはずであると主張しており、立入検査の際に実施機関職員が備忘録として記録したメモ及び立入検査の報告に係る文書の開示を求めているものと認められる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件請求に係る立入検査の結果については、本件苦情処理簿に記録・保管しており、申立人に対しては平成16年4月8日付環産第1号において一部を開示しているが、本件請求において開示を求められている項目については、当該文書に記載されていないため、条例第10条第2項の規定に基づき非開示の決定を行ったと主張している。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について調査するため、平成17年3月25日に実施機関の事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 産業廃棄物対策課では、市民等からの苦情・通報を受理すると、担当職員が調査のために当該現場へ出向き、必要に応じて適正処理のための指導・助言を行い、状況に応じて事後に改善の確認を行うこともある。事案により、法的措置である改善命令又は措置命令を行うこともある。それぞれの段階で苦情処理の内容を苦情処理簿に記録し、上司に供覧の上保存している。

(イ) 当該案件は、市民等からの苦情に基づき、産業廃棄物対策課の担当職員が立入検査を行った結果、改善確認ができた事案である。当該立入検査の際に、現場において担当職員が備忘録としてメモに記録した内容は、職場に持ち帰り、本件苦情処理簿に書き写している。当該案件については、苦情の趣旨、指導の内容及び対象事業者の産業廃棄物の適正処理が確認できるまでの経過を本件苦情処理簿に記録・保存しており、これは申立人に対し一部開示しており、この他に本件請求に係る文書は存在しない。

(ウ) 実施機関としては、立入調査の現場で担当職員が記録したメモは、行政文書作成のための備忘録であることから、条例第2条第2項に規定する行政文書であるとは考えておらず、開示対象文書ではないと判断した。

なお、当該案件に係るメモは、最終の供覧済年月日である平成15年12月26日の後に廃棄済みである。

ウ 当審査会では、実施機関の説明を踏まえて、以下のとおり検討した。

当審査会が確認したところ、本件苦情処理簿には、産業廃棄物対策課が本件事案について、平成15年12月2日に衛生局地域医療課から対応の依頼を受けてから、平成15年12月26日に産業廃棄物の適正処理が確認できたと判断するまでの経過が記録されているが、本件請求に係る内容については記録されていないことが認められた。

また、実施機関職員が立入検査の現場で記録したメモについては、本件苦情処理簿を作成するための備忘録であることから、本件苦情処理簿が供覧済みとなった後に廃棄したということも不合理であるとはいえない。

このほかに本件申立文書が存在すると推認させる事情は認められないことから、本件申立文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、本件申立文書は存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 16 年 6 月 28 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 16 年 7 月 2 日 (第 286 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 16 年 7 月 20 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 16 年 7 月 30 日 (第 41 回第一部会) 平成 16 年 7 月 30 日 (第 41 回第二部会)	・ 諮問の報告
平成 17 年 1 月 28 日 (第 56 回第二部会)	・ 審議
平成 17 年 2 月 25 日 (第 57 回第二部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 3 月 25 日 (第 59 回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 17 年 4 月 8 日 (第 60 回第二部会)	・ 審議